

平戸市新商品開発総合支援事業補助金

補助対象者

(1) 平戸市内に住所を有する人で、新商品を開発および販売促進する農林漁業者等又は中小企業者

(2) 市税等の滞納がない人

(注) 新商品とは、地場産品又は平戸市の歴史的価値を活かして新たに加工製造される商品および新たな技術により加工製造される商品をいう。ただし、自社で加工製造している商品のデザイン、味付け、形状などを変更した商品又は市内事業所ですでに加工製造されている商品と同じと判断される商品は除く。

事業内容

地場産品又は平戸市の歴史的価値を活かして加工製造される新商品の開発に取り組むための施設・機械整備および販売促進に対する支援

補助対象事業費

- (1) 加工施設等の新築又は改築に要する経費
- (2) 開発に必要な専用の機械等の購入・設置に要する経費（中古品を購入する場合は、耐用年数が3年以上あること。）
- (3) 開発に必要な専門家の指導、パッケージデザイン、印刷等に要する経費
- (4) 開発された新商品の販路開拓のための物産展等出展、広告宣伝および営業活動に要する経費

補助額・率

対象経費の2/3以内で、1事業あたり300万円を限度とする。

平戸市内で生産される農林水産物または平戸市の歴史的価値を活かして加工製造される新商品の開発および販売促進への取り組みに対し、初期投資の軽減や経営の安定化を図るため、設備や指導助言・営業活動等に予算の範囲内で補助金を交付します。

申込期間

随時受付

申請に必要な書類

- 平戸市新商品開発総合支援事業承認申請書
- 平戸市新商品開発総合支援事業早期着手予定調査
- 平戸市新商品開発総合支援事業計画書
- 平戸市新商品開発総合支援事業収支予算書
- 暴力団排除に係る誓約書
- 市税等の滞納がないことを証する書類
- 事業内容がわかる書類の写し
- 市長が必要と認める書類

※その他、追加で資料を求める場合があります



- (注1) 外部有識者などで構成する補助金審査会に出席し、提出された事業計画についてプレゼンテーションを行い、採択を得る必要があります。
- (注2) 新商品開発・販路拡大に取り組もうと考えている事業者の相談も受け付けています。
- (注3) 大都市圏で開催される商談会やセミナーに関する情報を希望する場合はお知らせください。
- (注4) 平戸市主催の研修会などに参加を希望する事業者は、情報提供しますのでお知らせください。

お問
合せ先

平戸市文化観光商工部 商工物産課 物産振興班 ……

TEL 0950-22-9141